

# 環境省環境研究総合推進費 S-8“温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究” の研究成果に関する利用規約

## (S-8 総合影響評価結果の目的)

第1条 環境研究総合推進費 S-8“温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究”の研究成果である気候変動に対する共通シナリオ第一版および共通シナリオ第二版を用いた総合影響評価結果(以後、S-8 総合影響評価)を、全国の地方公共団体及び地方研究機関等に提供し、地球温暖化影響の評価及び適応策の実装化を進めることを支援し、温暖化適応社会の実現の一助となることを目的として、利用に供されるものである。

## (S-8 総合影響評価結果の利用条件)

第2条 S-8 総合影響評価結果は、次に該当する機関が、地方公共団体における気候変動適応策を検討する場合に利用することができる。

- 一 地方公共団体(都道府県、市区町村)
  - 二 公設試験研究機関、大学等の研究機関
  - 三 その他事務局が、事業推進において参加が相当と認めるもの
- 2 S-8 総合影響評価結果の利用にあたり、利用を希望する機関は、所定の様式の「環境研究総合推進費 S-8“温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究”の研究成果」利用申請書により、事務局に申請を行う。申請書類は、利用目的、利用者、利用期間、成果物等を明記する。
- 3 S-8 総合影響評価結果の利用費用は、原則として無料とする。ただし、S-8 研究成果の提供に必要となる送付料等は利用者の負担とする。
- 4 S-8 総合影響評価結果に含まれているメッシュ別・県別の推計結果データファイルは、適宜見直し・修正が行われる場合もあることに留意して、利用する。

## (総合影響評価結果の利用上の禁止事項)

第3条 S-8 総合影響評価結果は、研究成果を開発した各研究者が著作権を所有しており、媒体を問わず、再配布(二次配布)を禁止する。

2 S-8 総合影響評価結果を利用して作成した成果物を公表する場合には、第4条の内容を順守する。

## (S-8 総合影響評価結果の利用成果の扱い)

第4条 S-8 総合影響評価結果を利用した検討成果を公開する場合には、その公開の前に、所定の様式の「S-8 総合影響評価結果公開申請書」を用いて、事務局の許可をえる。

- 2 利用した検討成果を公開する場合とは、調査報告書、論文・学会発表資料等、一般の不特定多数がアクセス可能な状態にある資料等を作成する場合のみならず、参加者限定の委員会や検討会に利用する資料を作成する場合も含む。
- 3 申請者が、申請事項以外に S-8 総合影響評価結果を用いた資料を後日公開する場合には、再度、所定の様式の「S-8 総合影響評価結果公開申請書」を用いて、事務局の許可をえる。
- 4 申請者が、申請事項以外に S-8 総合影響評価結果を用いた資料を利用するような場合には、守秘義務を徹底するとともに、配布資料を閲覧後に回収し、投影のみとして利用する。
- 5 利用者は、S-8 総合影響評価結果の利用にあたっての問題点や改善点を事務局に伝える。
- 6 提供データおよびデータ加工等の段階で予期せぬミスや失敗がある場合、その責任は研究成果を開発した各研究者が負うものではない

## (S-8 総合影響評価結果の運用事務局)

第5条 S-8 総合影響評価結果の利用申請の事務局を、国立環境研究所社会環境システム研究センターとする。

2 事務局は、S-8 総合影響評価結果の申請や成果の管理を行い、研究成果の内容については開発した研究者が専門的な見地から支援を行う。

## (雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、S-8 研究成果に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

2 当規約は平成26年度を利用開始とし、必要に応じて適宜変更する。

以上